

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和二年三月二十四日

秋田県監査委員

秋田県監査委員告示第三号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務) 第三条 略 監査第一課 一〇九 略 十 監査基準に関すること。 十一〇十九 略 二十 内部統制評価報告書の審査に関すること。 二十一・二十二 略 (専決) 第五条 略 一〇六 略 七 前各号に掲げるもののほか、内部管理事務のうち代表監査委員が指定するもの。 2 略 一〇七 略 八 前各号に掲げるもののほか、内部管理事務のうち代表監査委員が指定するもの。</p> <p>別表第二（第十一条関係）</p>	<p>(所掌事務) 第三条 略 監査第一課 一〇九 略 十〇十八 略 十九・二十 略 (専決) 第五条 略 一〇六 略 2 略 一〇七 略</p> <p>別表第二（第十一条関係）</p>

行政文書保存期間基準表

略	略	略	略	略
例規	1 略	略	略	保存期間
	2 監査基準 に関するもの	略	略	
	1 内部統制評価報告書審査に 関するもの	略	略	
内部統制評価報告書 審査	2 内部統制評価報告書審査意見に 関するもの	略	略	永年

行政文書保存期間基準表

略	略	略	略	略
例規	1 略	略	略	保存期間
	2 監査等の実施基準及び実施要領 に関するもの	略	略	

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。